



平成24年4月10日
内閣府（防災担当）

中央防災会議
「災害時の避難に関する専門調査会」
(第8回)
議事概要について

1. 専門調査会の概要

日時:平成24年3月22日(木)10:00~12:30

場所:内閣府防災A会議室

出席者:林座長、今村、牛山、大橋、大林、片田、酒井、重川、新谷、鈴木、須永、高山、田中(淳)、田村、中貝、中川各専門委員
中川大臣、松山内閣府審議官、原田政策統括官、小滝参事官、永井参事官他

2. 議事概要

事務局から、災害時の避難に関する専門調査会報告(案)について説明後、各委員にご議論いただいた。

各委員からの主な意見は次のとおり。

(主な意見)

- 報告(案)全体のトーンとして、行政がいかに関与するかということに主体が置かれているように思われ、住民の行政への依存性を高めてしまわないか懸念がある。災害時の避難に関する一番の問題は、住民一人一人がいかに関与的に避難できるかという点にあり、住民側の意識改革も必要であるということをより強く記載することが必要である。
- 安全確保行動の明確化について、「避難生活をおくる行動」は、「一定期間避難生活をおくる行動」とした方が、対にある「緊急的な行動」との時間軸による対比感が表現されると思う。ハザードマップについて、策定後はホームページに掲載する等して、各市町村が相互にその内容等について情報共有し、実効性を高めていくことも有効であると記載してはどうか。
- 報告(案)においては、自治体や企業等各主体が今後取組まなければならない事項について示しているが、今後はこれを継続して後押しする取組も求められる。例えば、自治体による防災専門職能向上に向けた研修について、毎年の実施状況を国による調査等で取り上げるなどすれば、市町村の意識啓発や取組の後押しになると考えられる。
- 適切な安全確保行動につながる情報の項目について、「活動者」という表記は、具体性が乏しく意味を捉えにくい。報告(案)の概要でも「住民等」と記載されているが、例えば、「企業の従業員や学校の教職員等の活動者」等のようにある程度明確化した方がわかりやすい。

- 住民等がせっかく避難先に避難しても、自主的な判断により危険な区域に戻ってしまう例もみられる。最終的に危険が終息するまでは避難先に留まることについても記述できればよい。
- 適切な安全確保行動につながる情報の項目について、「災害に関する警報については、一度発令すると、その後の状況変化に対し、新たな警報を出す仕組みが存在していない」との記載について、気象警報に関しては「存在していない」とまでは言い切れず、段階的には発令されている。例えば、「災害に対する情報については、状況に応じて段階的に発令されているが、市町村等の利用する側の仕組みが必ずしも十分に機能していない。」としてはどうか。
- 各主体におけるそれぞれの防災リテラシーの向上の項目について、「各自の持つ特性」との記載は、「各地域の持つ特性」とするのが適切ではないか。また、「目の前の現実から確かな情報を獲得し、自ら優先順位を判断し行動できる自立した人間」(以下、「目の前の～」)との記載について、見えるものからだけでなく広く情報を取り入れる必要があることから、「目の前」のみに捉われず、広く情報を獲得し」とした方がよいのではないか。
- 危険な現実を安全な方に歪めて捉えてしまうのは、災害心理学の常識である。津波が迫る中でも避難を急がない住民の記録が多く残っており、そうした問題に対し、「目の前の～」を打ち出すことには意味がある。
- 防災教育においては、どう対応するかというだけでなく、何故そうなるのかということもあわせて知る必要がある。「防災教育は継続性が重要であり」という記述の中に、例えば、自然の理や脅威についても知ることが必要と記載してはどうか。
- 「目の前の～」について各自の持つ特性は、その後のなお書きで個々人の多様性を示唆していることが伺える。ただ少し明確性に欠けるので、「地域特性と個々の状況を踏まえ」とするのがよいのではないか。
- 市町村の防災リテラシーの向上の項目について、情報を出して避難誘導する側の視点を入れ、例えば、「避難誘導や情報提供の判断も含めた防災リテラシーの向上」としてはどうか。
- 防災教育において、「指導者となるまで」という表現では、子ども全員が指導者となるような意味合いに取られる。本当に望ましいことではあるが、ニュアンスとしては「指導できる人」といったように記載するのが適切ではないか。
- 防災教育の「指導者」という表現は、リーダーではなくリーダーシップを意とするものであり、日本語が持っている教育的な意味での枠組みにとらわれるものではない。防災教育の目指すものを強く打ち出すためには、「指導者」と強く表現する方がよい。
- 「目の前の現実から確かな情報を獲得し」、という表記では、今起きているものばかりに関心が向き、せっかく气象台その他から出されている情報を活用する方に向かわない懸念がある。「目の前の現実について多様な情報を獲得し」とした方がよいのではないか。
- 「目の前の現実」は「目に見える現実」に限定されるものではなく、広く多様な情報も含んだものと解せる。「多様な情報」では曖昧なものとなってしまうため、「確かな情報」とした方がよい。この言葉には、生きる力を伸ばしたいという精神が込められており、そこは汲み取りたい。

- 『目の前の現実』と括弧書きで強調すれば、文字面通りの単純な意味ではなく、多くの意味を含むということが表現されるのではないか。
- 報告(案)の中では、「市町村は」「行政は」といった様に主語が混在しているため、わかりにくい。報告(案)においては、国民、市町村、都道府県、国等がそれぞれで取組むべきこと、あるいは連携して取組むべきことが示されているということを整理して明示した方がよりわかりやすくなる。
- 避難準備情報の実効性の向上について、「避難勧告や避難指示が災害対策基本法で規定されているのに対し、避難準備情報はガイドラインで規定されている」とあるが、災害対策基本法第 56 条では、災害に対してとるべき措置の通知については規定しているので、避難準備情報が法令上明確には位置付けられていないとした方が問題の所在がはっきりするのではないか。
- 地域のリーダー、学校の教職員、災害時要援護者の支援者等を指す「キーパーソン」という表現について、具体的に誰が対象となるのか記載したほうがよい。
- 災害時要援護者名簿への登録に際し、「各種更新手続き等の機会を捉え、本人から要援護者名簿への登録の了解をとること等」については、更新だけでは新規登録者が見逃されるおそれがあるため、「各種登録・更新手続きの機会を捉え」としてはどうか。
- 障害者手帳等の取得時における災害時要援護者名簿への登録について、障害者団体の議論では、慎重論もある中、基本的には、本人の了解が得られていることを前提として、名簿の情報が他の目的に一人歩きしないようにしたうえで、全体的に要援護者を補足することには賛成であるとされた一方で、実際の運用はなかなか難しいところがあるという議論が出た。
- 報告(案)の中で、避難については住民等の一人一人が取組まなければならないことを強く打ち出した方がいいと思う。例えば、P13の避難先の明確化のところ、一人一人の住民自らがハザードマップ等を参考に命を守るための緊急的な行動については、事前に考えておくべきであるといった文章を加える必要があるではないか。
- 「目の前の～」というキーワードは、防災教育に限定されたことではない。全体的な方向性として、もっと前半のインパクトのある位置に置く必要があるのではないか。
- 各主体の防災リテラシーの向上の徹底における「市町村等」との表記については、「都道府県」も書き加えてもらった方がよい。
- 避難勧告・指示については、平成 23 年台風第 12 号の際には分かりづらいとの声があったことから、情報の意味合いについても伝えることとしている。広範な災害被害があった場合、細かいところの情報が埋没しがちになってしまうことから、そこをどう補完して伝えていくか等、情報を伝える側の立場として、取組まなければならないことがあるのだと感じる。

以上

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官 永井 智哉

主査 和田 紘希

TEL : 03-3501-6996（直通） FAX : 03-3597-9091